

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。
なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日 に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称 KIM SEONYEOP
送達する文書の文書番号	大財梅収 第61473号

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました。所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名	NGUYEN DOAN CAM TIEN
	又は名称	
送達する文書の文書番号	大財梅収 第61475号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	CHAUHAN PUSHPENDER
送達する文書の文書番号	大財梅収 第61612号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名	J I A N G Y U N X U A N
	又 は 名 称	
送達する文書の文書番号	大財梅収 第73659号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は 名 称	岡本 勇介
送達する文書の文書番号	大財梅収 第40696号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。
当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。
なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は 名称	OH J I H O
送達する文書の文書番号	大財梅収 第61610号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は 名 称	史 南飛
送達する文書の文書番号	大財梅収 第72794号	

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、梅田市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	史 南飛
送達する文書の文書番号	大財梅収 第72824号	